

## エコロジック株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 12 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う

<対策>

- ・平成 27 年 12 月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・平成 28 年 1 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 2：計画期間内に、従業員全員の所定外労働時間を、1 人当たり年間 240 時間未満とする。

<対策>

- ・平成 28 年 1 月～ 全員で所定外労働の原因分析を行う
- ・平成 28 年 6 月～ 全員参加の意識改革のための研修を実施

目標 3：平成 28 年 12 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- ・平成 28 年 6 月～ 社内にて所定外労働の原因分析を行う
- ・平成 28 年 12 月～ ノー残業デーの実施と同時に、社内で声掛け等を行う